

第9回柏市農業委員会総会議事録

1 令和4年4月8日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 別館4階 第5会議室 午後2時

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
4番	大宮	茂男	5番	成嶋	君美
6番	飯野	文夫	7番	坂卷	洋行
8番	石井	マサ子	9番	岡田	英夫
10番	寺島	和彦	11番	村越	等
12番	橋本	英介	13番	谷田	貝和代
14番	平川	徹	15番	染谷	茂
16番	山崎	明久			

16名中15名出席

<農地利用最適化推進委員>

21番	大塚	信幸	23番	木村	寿
30番	砂川	晴彦			

15名中3名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

3番	遠藤	秀生	17番	友野	博之
18番	小川	克己	19番	栗原	豊
20番	染谷	織恵	22番	豊田	佐智子
24番	関根	勝敏	25番	濱嶋	静
26番	富澤	英三	27番	林	敏夫
28番	飯田	利明	29番	石井	一美
31番	坂卷	儀治			

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 寺 嶋 浩
次長 杉 浦 清
副主幹 原 田 圭 介
副主幹 秋 谷 雅 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農業委員会事務局職員の任免について
議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
議案第 4号 公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】（許可時の同意を含む）
議案第 5号 公売買受適格証明願に対する県への意見の送付について【農地法第5条要件】（許可時の同意を含む）
議案第 6号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
議案第 7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第 8号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）

7 報告事項

- （1）農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
（2）農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
（3）生産緑地地区内における行為の制限の解除について

（午後2時00分開議）

議長 本日は、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます

ざいます。

ただいまより第9回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中3名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思います。選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

坂巻洋行委員、石井マサ子委員、よろしくお願いたします

次に、日程2 一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は、第1調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、成嶋委員長よろしくお願いたします。

成嶋委員長 農地第1調査会は、去る4月4日、5日、令和4年度第1回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第4条2件、第5条5件、公売買受適格証明3条要件2件、公売買受適格証明5条要件1件、非農地証明1件、主たる従事者証明3件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和3年12月に開催された第5回総会の議案第1号から3号の7件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

総括説明並びに議案説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括及び議案説明)

議長 本案につきましては、ただいまの説明でご承認願います。

それでは、異動者の方は順に挨拶をお願いいたします。

(異動者挨拶)

議長 それでは、議案第1号は承認されておりますので、異動者の方は、退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(異動者退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、松ヶ崎の畑●筆、●●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しま

した。

申請地の周辺団体から駐車場の整備について要望を受け、貸駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、自家用車●●台を収容するもので、申請地は整地転圧の上、隣接する既存駐車場との境界にアスファルト舗装の出入り口を設け、既存施設と一体利用するものです。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲は新設ブロックフェンス、既存コンクリート塀及びブロックにより、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

岡田委員 岡田です。場内は砂利などは引かないんですか。

成嶋委員長 引きません。

岡田委員 土のままですか。

成嶋委員長 そうです。

岡田委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、7ページからになります。

本件は、貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、高田の畑●筆、●●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の周辺法人から、駐車場の整備について要望を受け、貸駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、大型トラック●●台を収容するもので、申請地は砂利敷きの上、各車両区画はロープで分けします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲は波板防護柵、ブロック積みにより、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。この駐車場は、前の道路との高低差はどのぐらいですか。

成嶋委員長 ほぼ平らですね。

山崎委員 それで搬入路は何もしないのですね、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、2番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、11ページからになります。

本件は、排水用地への転用許可申請であります。

申請地は、高柳の畑●筆、●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地周辺の住民計●●人で、現在の排水管が宅地内を通して接続しているため、将来的に排水管の故障等が生じた際に対応が困難となるため、譲受人の住宅の裏側に当たる申請地を通して排水管を整備する計画に至ったものです。

計画では、地中に塩ビ排水管を通し、既存排水管と接続の上、申請地の地下を経由し、私道地下のマンホールに排出するものです。申請地内は砂利敷きとします。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。出入り口を除いた周囲は新設板柵、既存ブロックフェンスにより土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。これ掘削幅はどれぐらいですか。

成嶋委員長 幅は1mぐらいだと思います。

村越委員 じゃ大丈夫か。あまり幅が狭いとできないのかなと思いついて。今までの配管はこの家の中を通っていたということですね。

成嶋委員長 はい、敷地の中を通っていたんですね。

村越委員 はい、分かりました。

成嶋委員長 13ページを見ていただくと、地番が●●●の●●とありますが、その中通っていたんですね。それをこちらに迂回するということです。

村越委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、15ページからになります。

本件は、売買による権利移動を伴う車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●筆、●●●㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、市内で自動車販売業を営む法人で、事業拡大に伴い、既存の車両置場が手狭となったため、業務上、利便性の高い申請地へ新たに車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、場内は砂利敷きとし、接道部分にコンクリート舗装の出入り口を整備します。土砂等の搬出入はありません。

収容する車両として、販売用車両●●台及びトレーラー●台を予定

しております。

被害防除対策について、雨水は自然浸透。周囲は、既存ブロックフェンス、既存RC万能塀のほか、万能塀及びブロックを新たに設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。接道部のコンクリート舗装なんですけれども、0.05mの厚さだと車が入るにしてはちょっと薄過ぎないですか。

成嶋委員長 これは設計会社の工事計画によるものです。

山崎委員 アスファルト舗装だと柔軟性があるので5cmでもつとと思うんですけれども、コンクリートだとすぐ車が乗ると5cmでは割れてしまうと思うんですよ。その辺はどうなってる。

成嶋委員長 設計屋さんは大丈夫という計算ですね。

山崎委員 分かりました。

議長 そのほか。

はい、どうぞ。

金子委員 金子です。この車両って、どういう車両を置くの。

成嶋委員長 中古車ですね。部品を取るんじゃないでなくて、そのまま車両販売する感じかな。

金子委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番から4番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3番から4番についてご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●筆、●，●●●㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、白井市で建設業を営む法人で、借地である現在の資材置場を返還するに当たり、利便性の高い申請地へ新たに資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、4tトラック●台、作業用車両●台の車両計●台と建築資材を収容する予定で、場内は砂利敷きとし、接道部分にコンクリート舗装の出入り口を2か所整備します。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策について、雨水は自然浸透。周囲は、既存RCブロックフェンスのほか、万能塀を新たに設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番から4番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、3番から4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は、23ページからになります。

本件は、売買による権利移動を伴う駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、逆井の畑●筆、●●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、市内で寺院を運営する宗教法人で、利用者の増加に伴い、既存駐車場が手狭となったため、隣接する申請地へ新たに駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、場内は砕石敷きの上、透水性アスファルト舗装とし、

接道部分に2か所出入り口を設けるほか、隣接する既存駐車場と一体で利用します。土砂等の搬出入はありません。

収容する車両として、乗用車●●台を予定しています。

被害防除対策について、雨水は自然浸透。周囲は、既存ブロックフェンス、既存コンクリート板柵、既存ブロック塀のほか、ネットフェンス及びブロック2段積み新たに設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

岡田委員 岡田です。工事期間中、結構住宅地内だと思えますが。

成嶋委員長 そうですね。

岡田委員 安全対策等はどのように考えていますか。

成嶋委員長 敷地の中でほとんど処理してしまいますから。

岡田委員 でも、工事車両の出入りとかあると思うんですけれども、ガードマンを立てるとかそういうことは、何か言っていましたか。

成嶋委員 はい。

議長 いいですか。

岡田委員 はい。

議長 そのほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、5番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】(許可時の同意を含む)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は、27ページからになります。

本件は、東京国税局による農地の公売に参加するための公売買受適格証明の申請です。

入札期間は、令和●年●月●●日から令和●年●月●●日まで、物件の農地は、逆井の畑●筆、計●●●m²です。

申請者は、茨城県鉾田市在住の方で、鉾市内に田●、●●●m²、

畑●，●●● m²の計●●，●●● m²の農地を所有し，申請地には●●●●●●，●●●●●●を栽培する計画です。

農業経営の実態につきましては，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第1調査会としては承認相当と判断しました。

なお，申請者に対して，落札した際は，本申請で許可を得て，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 村越です。この方，銚田市から来て畑をやるということですか。

成嶋委員長 そうです。通いですね。

村越委員 通いで，どのくらいかかるんですか。

成嶋委員長 ●時間●●分とって言っていました。

村越委員 この畑は，ちょっと使いにくそうですが，平らなの。

成嶋委員長 平らなのは，平らですね。

村越委員 そうですか，分かりました。

議長 はい，どうぞ。

山崎委員 山崎です。この方は、農機具等はどんなものを。

成嶋委員長 農機具ですが、トラクターは●●馬力から●●馬力までの間で●台あります。

山崎委員 すごいんですね。ではキャリアカーとか、トラクターをこちらまで運んでくる車両はある。

成嶋委員長 はい、そうですね。3 t車が●台あります。

山崎委員 分かりました。

議長 そのほか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。この方は●人でやっているとは思えないんですけども、パートとかアルバイトなど、人を使っているんでしょうか。

成嶋委員長 ●人ですね。

酒巻委員 ●人、分かりました。

議長 はい、どうぞ。

金子委員 ちょっとあれなんだけれども、何で銚田の方がこっちに畑を買いたいのかな。ほかにもいっぱい向うにあると思うんですが。

成嶋委員長 やっぱり茨城県のほうの野菜の価格、それから柏で作ったものの価格、それを比較すると、柏や千葉県内で作ったもののほうが高く売れる、そういう計算だそうです。

金子委員 でも、●●●●●●●●、●●●だと、高い安い●●円、●●円の差だと思うです。そこに何かメリットがあるのかなと。

成嶋委員長 やっぱりそれを言っていました。消費地が大きいことと、品物がブランド化できる、そういう感じだそうです。いずれは、柏のほうに拠点を設けるそうです。

議長 よろしいですか。

金子委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 それでは、2番についてご報告いたします。

調査会資料は、29ページからになります。

本件は、東京国税局による農地の公売に参加するための公売買受適格証明の申請です。

入札期間は、令和●年●月●●日から令和●年●月●●日まで、物件の農地は、逆井の畑●筆、計●，●●●m²です。

申請者は、松戸市在住の方で、柏市内に畑●，●●●．●●m²、松戸市内に田●，●●●m²、畑●●●m²の計●，●●●．●●m²の農地を所有し、申請地には●●●●●を栽培する計画です。

農業経営の実態につきましては、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対して、落札した際は、本申請で許可を得て、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 この人は、作るものがじゃがいもと書いてありますがけれども、現在どういうものを作っているんですか。

議長 今持っている農地でですか。

村越委員 この方が今現在作っているもの。

成嶋委員長 そこまでは聞いておりません。

村越委員 この方の年齢は何歳ですか。

事務局 事務局です。少しお待ちください。

(資料確認)

事務局 事務局です。年齢は●●歳です。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、2番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「公売買受適格証明願に対する県への意見の送付について【農地法第5条要件】（許可時の同意を含む）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は、31ページからになります。

本件は、東京国税局による農地の公売に参加するための公売買受適格証明の申請です。

入札期間は、令和●年●月●●日から令和●年●月●●日まで、物件の農地は、逆井の畑●筆、計●, ●●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請人は、東京都墨田区で廃棄物収集運搬業を営む法人で、土木業、リフォーム業などの新規事業準備に伴い、新たに資材置場兼車両置場が必要になったことから、交通等の利便性のよい申請地に資材置場兼車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、10tダンプ●台、3tダンプ●台、普通乗用車●台、バックホー●台の計●台の車両とリフォーム資材、大工資材等を保管するもので、場内は砕石敷きとし、接道部分にコンクリート舗装の出入り口を整備します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲は、新設コンクリート

ブロック，既存擁壁により，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては承認相当と判断しました。

なお，申請者に対し，落札した際は，本申請で許可を得て，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 村越です。計画に10tダンプがありますが，ここの道路の幅は広いんでしょうかね。

成嶋委員長 前面の道路ですか。

村越委員 そうそう。

成嶋委員長 広いです。

村越委員 広いですか。

金子委員 ここ広いと思えないんですけれども。

成嶋委員長 狭くはないですよ。

金子委員 狭くはない。でもその下のカーブとか，もっと下の小学校近くの道は10tダンプでは少しいっぱいっばいで，曲がるのに大変だと思う。

成嶋委員長 そちらですね。そこまでは見ていません。また公売物件ですので中にも入れませんから、ここは道路からちょっと段差がある畑なんですよね。中には入れませんから、道路から上を見上げる感じで見ただけです。

金子委員 だから地元としては、何かここまでダンプが入ってくる道路としては、ふさわしくないように思うんです。

成嶋委員長 はい。

金子委員 これどちらから来ても学校の近くを通るんだよね。

松戸のほうから来る道は、前にも危険な道路でよく取り上げられる道路なんだけれども、別に通れないわけではない、バスも通っているから。

議長 うん。

成嶋委員長 どこまで影響を考えていたか、それはよく分からないですが。

議長 今ここは大型車は通っていない。

金子委員 はい。

議長 通っていない。

成嶋委員長 あそこは入ってくるのに道路許可がいるのかな。

岡田委員 あの道はないですよ。進入禁止とかの標識はないですよ。だから別に走ってはいけない道ではないとは思いますが。

金子委員 南部小のところ、ここがすごく曲がりにくい。坂だし、信

号待ちで車が止まっているとダンプは曲がれない。

議長 そのあたりは、委員会として車の通行に際して実際に関与することはできるんですか。

事務局 事務局です。そこまでは難しいと思います。

議長 仮に大型車両が現在進入禁止になっていても、警察の許可を取れば入ってきてしまうだろうし。

成嶋委員長 車両の通行許可等に関しては、農業委員会として関与することは難しいので、特に意見を述べるようなことはしていません。

金子委員 だだ、それを買うにあたって、その周辺を確認したのかということだけでも本来聞いた方が。

成嶋委員長 買主である申請者の方が、どういう判断をしたのかですよ。公売物件の参加に際しては、土地利用に関する問題や車両の通行を含めた周辺対策など、各関係法令に係る要件をクリアしたうえで申請されているものと思います。

議長 いいですか。

金子委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第6号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 それでは、1番についてご報告します。

調査会資料は、35ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記するための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、高柳の畑●筆の合計●●●㎡で、現況は宅地です。

申請者は、平成●年●●月、相続により所有権を取得しましたが、昭和●●年から宅地として使用していたとのことです。平成元年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま20年以上宅地として利用されていると判断できます。

この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第6号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
1番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は、37ページからになります。
本件は、大室在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市
へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請
です。
申請地は、大室の畑●筆の合計●, ●●●㎡です。
申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が故障し、当該
生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。
以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、
第1調査会としては承認相当と判断しました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1 番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2 番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2 番についてご報告します。

調査会資料は、39 ページからになります。

本件は、高田在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、高田の畑●筆の合計●●●㎡です。

申請理由は、令和●年●月、農業経営に欠くことのできない申出者の●が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、2 番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3 番について、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3 番についてご報告します。

調査会資料は、41ページからになります。

本件は、逆井在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、逆井の畑●筆の合計●，●●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が故障し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第8号その1につきましては、私染谷が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは、退席をいたします。よろしくお願ひいたします。

(染谷 茂会長が退席)

飯野職代 それでは、議案第8号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第12番は、船戸に所在する農地所有適格法人が新利根の田●●筆、合計面積●万●、●●●m²に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、船戸に在住の農業者が新利根の田●筆、面積●●●m²の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

飯野職代 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯野職代 なしという声があったので、承認いたします。

議案第8号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職代 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

染谷 茂会長の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代します。

(染谷 茂会長が着席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案第8号その2につきましては、橋本委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(橋本委員が退席)

議長 それでは、議案第8号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第13番から第16番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が戸張の田●筆、戸張新田の田●筆、泉の田●筆、鷺野谷の田●筆、鷺野谷新田の田●筆、合計面積●●, ●●●㎡に新規または継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第 8 号その 2 を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

橋本委員の除斥を解除いたします。

(橋本委員が着席)

議長 それでは、議案第 8 号その 3 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第 1 7 番は、藤ヶ谷新田に在住の農業者が藤ヶ谷新田の畑 ● 筆、合計面積 ●, ●●● m² に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は ● 年です。

計画番号第 1 8 番は、布施に在住の農業者が弁天下の畑 ● 筆、面積 ●, ●●● m² に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は ● 年です。

計画番号第 1 9 番から第 2 0 番は、布瀬に在住の農業者が手賀の田 ● 筆、布瀬の田 ● 筆、合計面積 ●, ●●● m² に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は ●● 年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。計画番号17番の案件なんですけれども，畑を借りて，賃借料は米で払っているんですけれども，これはどういう理由でしょうか。

議長 農政課お願いします。

農政課 17番の借受け者は，畑のほかに田も耕作されているので，お米で賃借料をお支払いしていると聞いております。

酒巻委員 分かりました。

議長 いいですか。

酒巻委員 はい。

議長 そのほかございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，承認いたします。
議案第8号その3を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。
それでは，議案第8号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。
ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項について説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

次回の予定を申し上げます。

4月27日水曜日、4月28日木曜日が調査会で、27日は午前9時から、28日は午後1時から、別館4階第5会議室でございます。

担当は、農地第2調査会です。

5月10日火曜日が総会で、午後2時から別館4階5会議室でございます。

これをもちまして、第9回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)